

入札案内書の一部訂正について【3号物件】（令和6年12月10日（火））

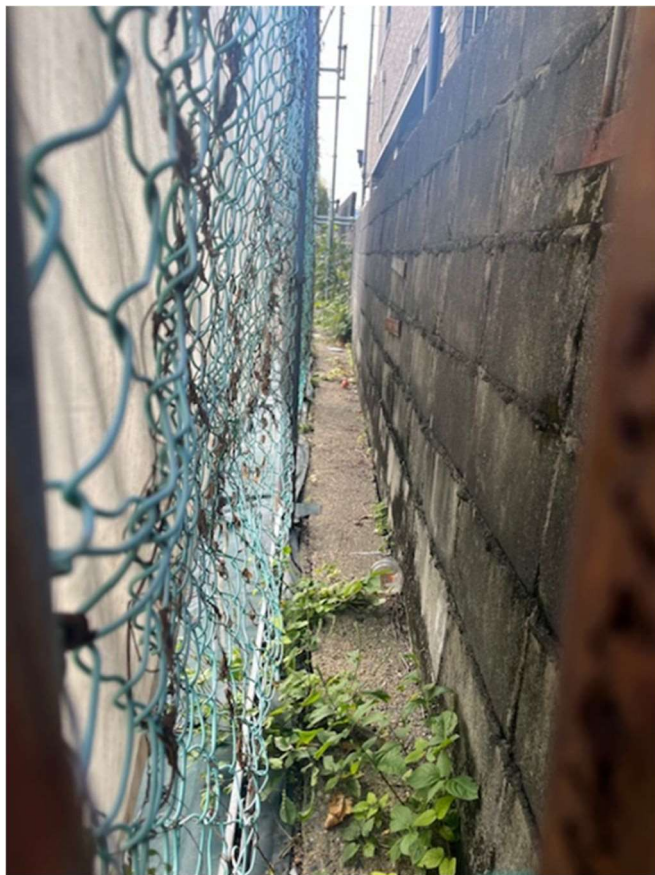
【留意事項】 25 ページ

訂正後	訂正前
○隣接地（地番：25 番 5、 <u>26 番 3</u> ）との境界について、 <u>隣接地のコンクリート構造物と入札物件のフェンス基礎が接続しています。また、隣接地（26 番 3）との境界について、隣接地と入札物件双方の擁壁が一部一体となっています。</u> 事業の実施に当たっては、必要に応じて隣接者と協議してください。	○隣接地（地番：25 番 5）との境界 <u>を隔てるブロック塀(本市所有)が隣接地との境界線上に位置しています。詳細は、現地見学会において確認してください。また、事業の実施に当たっては、必要に応じて隣接者と協議してください。</u>

【参考写真（3号物件）】 28 ページ（追加）

訂正後	訂正前
<u>撮影方向：物件外の北側から南向き</u>  A photograph showing a concrete foundation wall. A vertical crack runs down the center of the wall. A small red and white marker is placed on the wall near the bottom. The wall is surrounded by green grass and some small plants. The photo is taken from the north side looking south.	<u>(写真掲載無し)</u>

撮影方向：物件外の北側から南向き



(写真掲載無し)

撮影方向：物件内の北東側から南西向き



(写真掲載無し)

撮影方向：物件内の南東側から北西向き



(写真掲載無し)

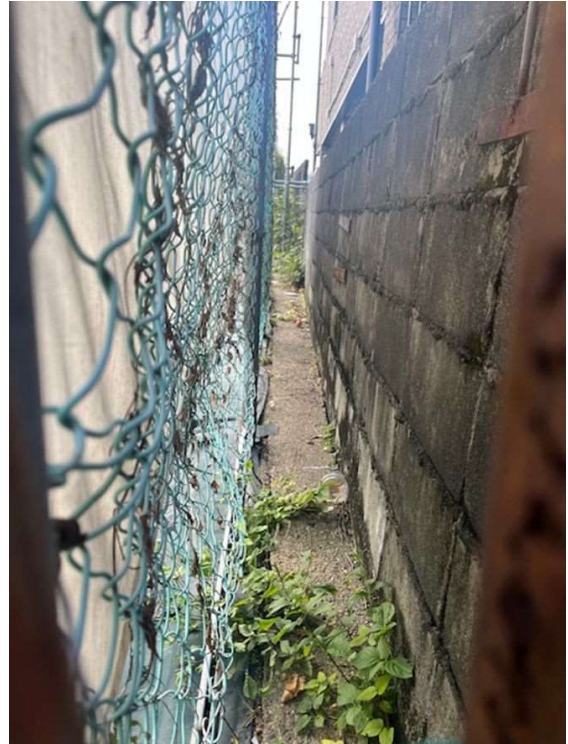
留意事項	○ 入札物件は、児童遊園として使用されていましたが、平成12年3月13日に遊具を撤去、平成13年から平成28年まで東九条老人福祉センターの活動で園芸に使用し、令和4年12月から令和7年3月末まで、一部、駐車場として有償賃貸借を行っています。 ○ 地中に埋設されている防火水槽や土地を囲むフェンス及び塀、砂場跡、街路灯等を含めて現状有姿のまま売却します。解体・撤去に要する費用は、落札者において負担するものとし、本市は負担しません。 ○ 土壌汚染調査及び地盤に関する調査は実施しておらず、土壌汚染の存在及び地盤の状態は不明です。 ○ 登記簿謄本、公図、住宅地図及び旧土地台帳等により地歴を調査したところ、児童遊園として開園する前は、工場、住宅及びアパートらしき建造物が建っていたように見受けられますが、除去工事に係る資料等がなかったことから、地中レーダー探査(0.5～1.5m間隔、ユーティリティスキャンスマートシステム使用)を実施しました。地中レーダー探査の結果、入札物件の北側に防火水槽が埋設されていること、南東部の給水栓跡周辺に管状の埋設物があること、東側に層状の埋設物があることが確認されました。なお、試掘調査は実施しておらず、その他の地下埋設物(通常想定される土地の利用の妨げとなるもので、地下に存するものをいう。)の存在を否定するものではありません。地歴の調査に利用した資料及び地中レーダー探査の結果については、行財政局資産イノベーション推進室執務室内において、閲覧に供します(詳細は4ページ)。 ○ 隣接地(地番:25番5、26番3)との境界について、<u>隣接地のコンクリート構造物と入札物件のフェンス基礎が接続しています。また、隣接地(26番3)との境界について、隣接地と入札物件双方の擁壁が一部一体となっています。</u>事業の実施に当たっては、必要に応じて隣接者と協議してください。 ○ 入札物件には、防火水槽及び標識が設置されています。防火水槽については、防災水利計画上、必須ではなく、残置を条件としません。落札者の負担によって解体・撤去が可能です。撤去に当たっては自治会をはじめとした近隣住民と協議し、適切に対応してください。 ○ なお、防火水槽を撤去する場合は、撤去前に所轄の消防署(本資料作成時点:南消防署)に廃止の報告が必要であるほか、撤去手法は、原則、埋め戻しではなく完全撤去が必要です。また、水槽内の水を廃棄する際には京都市上下水道局と取扱いについて調整が必要です。水槽内の汚泥やコンクリート躯体等の処分にあたっては廃棄物処理法等の関係法令を遵守してください。その他、防火水槽の標識表示や、前面道路上の防火水槽に係る規制表示のペイント塗装の撤去、防火水槽を原因とする駐車禁止規制の解除手続き等が必要になりますので、防火水槽に関する表示の削除等について、京都府公安委員会・京都府警や道路管理者(本市)と調整のうえ、落札者負担にて実施いただく必要があります。 ○ 入札物件の北西部に街路灯が1灯設置されています。現在、所有者である本市が電気料金(関西電力:定額電灯契約)を負担していますが、前記のとおり、街路灯の所有権も落札者に移転しますので、所有権移転後、本市で電気料金を負担することはできません。設置を継続する場合は落札者において電力供給契約を締結いただくか、廃止する場合は落札者において廃止に必要な手続き及び費用負担をしていただく必要がありますので、あらかじめ御留意ください。廃止に当たっては自治会をはじめとした近隣住民と協議し、適切に対応してください。 ○ 入札物件は、京都府マルチハザード情報提供システムにおいて、浸水深1.0m～2.0m未満の洪水浸水想定区域に該当します。なお、土砂災害警戒区域等には該当していません。 ○ 令和7年3月31日まで有償賃貸借中のため、契約締結期間は令和7年4月1日から4月28日までとなります。 (お問合せ先 保健福祉局生活福祉部生活福祉課 TEL075-251-1175)		
	現地見学会	有	日時

参考写真（3号物件）

撮影方向：物件外の北側から南向き



撮影方向：物件外の北側から南向き



撮影方向：物件内の北東側から南西向き



撮影方向：物件内の南東側から北西向き

